

《国際家族法研究会報告 (第29回)》

ミャンマーの相続法

足立 文美恵

一 はじめに

ミャンマーでは、一九世紀にイギリスによる統治を受け、英領インドの法が多く導入された。英領インドの法とは、インドを統治するイギリスによって、イギリス法の基礎としてインドのために制定されたものである。イギリスは、一部の法分野については、イギリス法との類似がないことから、英領インドの法を導入せず、当時のミャンマーに存在した慣習法を尊重することとした(ミャンマーの法制史について、奥平龍二「ビルマ法制史研究入門―伝統法の歴史的役割」日本図書刊行会(二〇〇二)を参照)。相続法は、英領インドの法が導入されなかった法分野の一つである。慣習法は、現在でも、ミャンマー人仏教徒の相続を規律しており、ミャンマーの相続法において、法源の一つとなっている。本稿では、ミャンマー人仏教徒に適用される慣習法であり、ミャンマー人仏教徒慣習法 (Myanmar Buddhist Customary Law)¹⁾、ミャンマー慣習法 (Myanmar Customary Law) と呼ばれつつあるミャンマー人仏教徒慣習法の相続法について、概観したい。

二 相続法の法源

ミャンマーでは、一八九八年ビルマ法令法 (Burma Laws Act 1898) が制定され、相続、婚姻などの問題に適用される法は、当事者の宗教により決定されることとなった。相続に關する事件が生じた場合、同法により、当事者が仏教徒のとき、ミャンマー人仏教徒慣習法が、イスラム教徒のとき、イスラム法 (Muhammadan Law) が、ヒンドゥ教徒のときには、ヒンドゥ法 (Hindu Law) が適用されている。

ミャンマー人仏教徒慣習法は、イギリスがミャンマーを統治しビルマ王朝が崩壊するまで、数々のダーマダツ (Dhammat Law) と呼ばれる法典に成文化されてきた(奥平・前掲書六七頁)。現在では、ダーマダツの一部の法及び判例がミャンマー人仏教徒慣習法として扱われており、ミャンマー人仏教徒慣習法は成文化されていない。なお、ミャンマー人仏教徒慣習法は仏教徒のみに適用される法であるが、その内容には仏教との関連性はない。ミャンマー人仏教徒慣習法は、その時代に應じて変化してきたとされており、慣習法の要素が強いと考えられる。相続に關するミャンマー人仏教徒慣習法も、ダーマダツの一部の法及び判例から構成されているが、その大部分は時代を反映した判例によって構成されている (Maung Maung, *Dr. Law and Custom in Burma and the Burmese Family*, Martinus Nijhoff, 1963, P105-106)。

三 ミャンマー仏教徒慣習法における相続法

1 概要

ミャンマー仏教徒慣習法は、相続として遺言を認めていない。しかしながら、ミャンマー仏教徒慣習法は、被相続人が生前に相続に関わる者と協議をして、死後の財産処分方法を決定した場合には、その決定に効力を認めている。この協議を家族の協議 (family compact, family arrangement) という。

被相続人が生前に家族の協議を行わなかった場合、ミャンマー仏教徒慣習法の定める原則に従って、相続が開始する(以下ミャンマーの相続法に「*အောင်ဇော်*’ Aung Than Tun, *Myanmar Law Digest*, Innwa Publishing House, 2001, E Maung, *Burmese Buddhist Law*, 1970, Maung Maung, *Law and Custom in Burma and the Burmese Family*, Martinus Nijhoff, 1963, S.C.Lahiri, *Burmese Buddhist Law* (ed), Eastern Law House, 1957を参照)。

2 遺言

(1) 遺言

一九世紀後半、英領ビルマ政府や英領ビルマ裁判所によって、仏教徒が遺言を伝統的に行っていたのか否かについて検討された。英領ビルマ政府は、遺言を認める英領インド法の導入や、遺言に関する法案の承認の是非を検討し、遺言に関する調査を実施した。調査の結果、遺言の導入に対する反対意見が強く存在すること、仏教徒慣習法が伝統的に遺言を認めていないことが明らかにされ、遺言に関する英領インド法

の導入も、遺言に関する法案も実現しなかった。また、英領ビルマ裁判所も、遺言に関する調査を実施し、調査の結果、仏教徒が伝統的に遺言を行っていたことを示す明らかな事実はないとし、仏教徒による遺言を認めなかった。英領ビルマ政府や英領ビルマ裁判所の調査から、ミャンマー仏教徒慣習法が、伝統的に、遺言を認めていなかったと考えられる。

現在においても、ミャンマー仏教徒慣習法では、仏教徒は遺言をすることができないとされている。仏教徒が遺言をできない理由として、遺言をする権利は自然権 (natural right) ではなく、立法により実現される権利であるが、ミャンマーでは遺言に関する法は制定されていないため、仏教徒は遺言をすることができないこと、ミャンマーでは、男女が平等であり、婚姻中に取得された財産についても、夫婦が平等に権利を有しているが、遺言が認められる場合、配偶者の一方のみの意思によって婚姻財産が不当に処分されるおそれがあり、夫婦の平等な権利を保護するために遺言を認めることができないことが挙げられている。

なお、一九二五年相続法 (Succession Act 1925) により、ヒンドゥー教徒、イスラム教徒、キリスト教徒には遺言の自由が認められている。

(2) 臨終時の贈与

ミャンマー仏教徒慣習法では、贈与が認められており、贈与の種類の一つとして、臨終時の贈与 (death-bed gifts) とい

う概念が存在する。臨終時の贈与とは、臨終の状況にある贈与者が、回復の見込みがないことを知りながら行う贈与である。臨終時の贈与は、生存者間の贈与であり、贈与者の死亡前に効力が生じ、遺言は遺言者の死亡によりその効力が生ずるため、遺言と異なる。裁判上、臨終時の贈与について、その効力を認めるべきか否かが問題とされてきた。現在では、臨終時の贈与と認められる場合、贈与者は、死亡後に財産が処分されることを期待して贈与を行ったと推定されるため、遺言による財産の処分と変わらないとして、臨終時の贈与は、無効とされている。

なお、ミャンマー仏教徒慣習法では、臨終時の贈与を除く生存者間の贈与は認められているため、贈与が臨終時の贈与であると証明されない場合、その贈与は有効とされる。したがって、死を間近にした者が贈与を行ったとしても、その贈与が臨終時の贈与であると証明されなかった場合には、その贈与は有効になる。

3 家族の協議

ミャンマー仏教徒慣習法では、父又は母が、自己の死後、自己の財産をめぐる紛争が生ずると判断した場合、自己の財産について相続人となる者と協議をして、財産の分割を行うことが認められている。被相続人の生前に家族間の協議によつて相続財産を分割することを、家族の協議という。又、父母の死後、相続人の中で遺産の分割について行われる協議

も家族の協議という。この協議による財産の分割は、父母が死亡するまで、実際の分割は行われないが生存者間の贈与として有効とされている。家族の協議は、父母が遺産の分割方法を強制しても、家族がその強制を承認する場合には、有効とされている。

父母の生前に家族の協議が行われた場合、父母の死亡後、協議の決定内容に従い、遺産の分割が行われる。遺産分割の内容は、変更することができない。

家族の協議により分割の対象とすることができる財産は、不動産および動産である。不動産がその対象とされた場合、財産譲渡法 (Transfer of Property Act) により、家族間の協議により合意がなされたことは登記されなければならない。

4 法定相続

(1) 概説

ミャンマー仏教徒慣習法では、法定相続について、八つの原則が示されている。この原則とは、以下の通りである。

- (1) 卑属がいる場合、同じ親等の卑属（全血だけでなく半血も含まれる）の間に争いのないとき、卑属は尊属に優先する

- (2) 尊属が相続人になる場合、その範囲は制限される
- (3) 親等の異なる者の間では、その近い者を先にする
- (4) 親等の均しい傍系親族が複数ある場合（その関係が同世代のとき）、その相続分は均等となる

(5) 親等の異なる傍系親族が複数存在し、その間に尊属卑属の關係が存在する場合、卑属が尊属に優先して相続する

(6) 相続人が不存在の場合でも、相続財産の処理は行われる

(7) 一度譲渡された財産は、相続財産の対象とされない

(8) 胎児は、生きて生まれる場合に限り、相続について、すでに生まれたものとみなされる

以上の原則には、いくつかの例外もある。しかし、この原則は法定相続の基礎となつている。また、この原則では、配偶者について触れられていないが、ミャンマー仏教徒慣習法では、配偶者がいる場合、配偶者は常に相続人になるとされている。

以上の原則から、相続人となる者は、配偶者と血族とされている。血族の範囲は、一定の範囲の者に限られる。配偶者は、常に相続人となるが、血族は、被相続人との親族關係により順位が定められ、先順位者がいない場合、後順位者が相続人になることができる。相続人になりうる血族とその順位は、次の通りである。

- 第一順位 子
- 第二順位 孫
- 第三順位 曾孫
- 第四順位 兄弟姉妹

第五順位 父母

第六順位 祖父母

第七順位 甥姪

第八順位 叔父叔母

第九順位 兄弟の孫（姪孫）

第一〇順位 従兄弟姉妹

第一一順位 兄弟の曾孫（曾姪孫）

第一二順位 従兄弟の子（從姪）

第一三順位 従兄弟の孫（從姪孫）

第一四順位 従兄弟の曾孫從姪孫

(2) 相続人と相続分
① 配偶者

被相続人に配偶者がいる場合、その配偶者は常に相続人となる。被相続人と配偶者との間に子がいる場合、配偶者は、子とともに相続人になる。配偶者とともに相続人になることのできる子は、オラサ (Orasa) に限られている。オラサとは、夫婦の間に一番先に生まれた子であり、長男または長女を指す。配偶者と子が相続人になる場合、その相続分は、配偶者が三分の四、子（オラサ）が四分の一となる。

被相続人と配偶者との間に子がいない場合、配偶者のみが相続人となる。

② 子

以上で述べたとおり、被相続人に配偶者がいる場合、子は

配偶者とともに相続人になる。被相続人と配偶者との間に子が複数いる場合であっても、長男または長女を指すオラサのみが相続人となる。ミャンマー仏教徒慣習法は、長男または長女以外の子を差別するためにこのような取り扱いをしているのではない。オラサが財産を請求できるのは、息子であれば、父の代わりとなり、娘であれば、母の代わりとなるためである。すなわち、父が死亡した場合、男のオラサは父の代わりに家族を扶養するために、母が死亡した場合、女のオラサは母の代わりに家を維持するために、財産を請求できると考えられている。実際に、父が母より先に死亡した場合、オラサとして財産を請求できるのは男のオラサであり、母が父より先に死亡した場合、オラサとして財産を請求できるのは女のオラサであるとされている。

オラサが相続人になる場合、オラサは生存している父又は母に対して相続財産の四分の一を請求することができる。したがって、子が配偶者とともに相続人になる場合であっても、一度は相続財産はすべて配偶者に承継され、子が相続財産を取得するには生存している父または母に対する請求が必要であると考えられる。

オラサが財産を請求できる期間は、父母の一方の死亡から一二年の期間に限られている。

父母双方が死亡した場合、子が相続財産のすべてを相続する。この場合において子が一人のみ存在するとき、その子が

単独で相続財産のすべてを相続し、子が複数存在するとき、年齢や性別に関係なく、全ての子が相続人となり、相続分は均等となる。子が複数存在し、子の一人が被相続人より以前に死亡した場合、代襲相続によりその孫が子の相続分を相続する。

ミャンマー仏教徒慣習法では、相続を目的とした養子縁組があり、その養子はキッティマ養子 (Kittima adopted child) と呼ばれている。被相続人にキッティマ養子がいる場合、キッティマ養子も相続人になり、キッティマ養子のほかに実子もいる場合、キッティマ養子も実子も相続人となり、その相続分は均等である。

③ 孫、曾孫、アパティッタ、継子

被相続人の配偶者が相続の開始以前に死亡しており、被相続人の子も、相続の開始以前に死亡している場合、被相続人の孫が相続人となり、相続財産のすべてを相続する。また、被相続人の配偶者、子及び孫が、相続の開始以前に死亡している場合、被相続人の曾孫が相続人となり、相続財産のすべてを相続する。

相続人となる順位によれば、被相続人に配偶者、子、孫及び曾孫がない場合、第四順位の兄弟姉妹が相続人になると考えられるが、この場合、アパティッタ (Apatthā) と呼ばれる養子が相続人となり、アパティッタがない場合、継子が相続人となる。アパティッタとは、相続を目的としない養

子縁組である。しかしながら、子などがいない場合には、アパティッタも相続人となる。アパティッタの相続分は、子に比べて少なく、相続財産の二分の一を相続し、残りの財産は、被相続人の親族が相続する。

被相続人に子、孫、曾孫、アパティッタ及び継子が存在しない場合、非嫡出子又は事実婚の継子 (illegitimate step-children) が相続人となる。

④ 親族

子、孫、曾孫、その他被相続人と親子関係のある者がいない場合、順位に従い、親族が相続人となる。各順位において、相続人が複数存在する場合、各相続分は、均等である。

被相続人の兄弟姉妹は、父母に優先して、相続人となる。これは、被相続人の兄弟姉妹は、被相続人と父母を同じくし、父母に比べて血縁関係が濃いと考えられていることなどを理由としている。

四 おわりに

ミャンマー仏教徒慣習法に関する相続法では、遺言の自由が認められず、相続は、家族の協議と法定相続によって行われている。遺言の自由が認められていないことによって、財産処分の自由が認められていないことになる。しかしながら、家族の協議によって、相続に関係のある者との話し合いが必要となるが、生前に財産の処分方法を決定することができるため、遺言の自由が認められていないことに、問題

があるとはいえないように考えられる。

家族の協議は、一般に、相続財産をめぐる紛争が生ずる可能性のある場合に行われている。日本法では、遺産分割の場において紛争が生ずることは少なからずある。このことを考慮すると、遺言の自由を認めず家族の協議を認めることは、相続開始後の紛争を回避すことにおいて、合理的な制度でないかと考える。

法定相続では、八つの原則が置かれており、その他に、被相続人の配偶者が常に相続人となることも重要な原則の一つとされている。配偶者の相続分が多いこと、相続人となりうる血族の範囲が広いこと、相続人となる順位として兄弟姉妹が親に優先することなど、日本法における相続法との違いがみられる。これらの日本法と異なる部分では、ミャンマー特有の考え方が反映したものとなっている。ミャンマー仏教徒慣習法は、時代とともに変化し続けている。今後におけるミャンマー社会の変化がどのような形で法に影響を与えるか注目し続けたい。

最後にミャンマー仏教徒慣習法及びその相続法について、懇切にご指導下さった U Kyaw Sein 先生に心から感謝の意を申し上げたい。

(あだち・ふみえ 宮崎大学教育文化学部准教授)